

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月 1 日
【会社名】	わらべや日洋株式会社
【英訳名】	WARABEYA NICHIO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大友 啓行
【本店の所在の場所】	東京都小平市小川東町五丁目 7 番10号
【電話番号】	042-345-3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 森浦 正名
【最寄りの連絡場所】	東京都小平市小川東町五丁目 7 番10号
【電話番号】	042-345-3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 森浦 正名
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年5月28日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円 配当総額 616,501,690円

ロ 効力発生日

平成27年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、妹川英俊、大友啓行、大木久人、森浦正名、藤沼良友、白井恒久、坪木正雄、浅野直、佐藤吾一、坂田洋一、棚本実および古川紘一を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、旭輝之および神谷和彦を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

取締役（業務執行権限を有しない取締役を除く）に対して、株式報酬制度の導入するものであり、取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、各事業年度における役位と業績指標に応じて支給するものであります。

第6号議案 取締役の報酬額の改定の件

業績連動型報酬において連結当期純利益の水準に連動する報酬枠を改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	129,899	96	499	(注)1	可決 92.46%
第2号議案 定款一部変更の件	129,823	172	499	(注)2	可決 92.40%
第3号議案 取締役12名選任の件				(注)3	
妹川 英俊	121,269	8,726	499		可決 86.31%
大友 啓行	128,238	1,757	499		可決 91.28%
大木 久人	128,192	1,803	499		可決 91.24%
森浦 正名	128,187	1,808	499		可決 91.24%
藤沼 良友	128,186	1,809	499		可決 91.24%
白井 恒久	128,191	1,804	499		可決 91.24%
坪木 正雄	128,191	1,804	499		可決 91.24%
浅野 直	128,089	1,906	499		可決 91.17%
佐藤 吾一	128,190	1,805	499		可決 91.24%
坂田 洋一	128,185	1,810	499		可決 91.24%
棚本 実	128,056	1,939	499		可決 91.15%
古川 紘一	129,557	438	499		可決 92.21%
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
旭 輝之	121,600	8,395	499		可決 86.55%
神谷 和彦	100,506	29,489	499		可決 71.54%
第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件	129,163	832	499	(注)1	可決 91.93%

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 賛成割合
第6号議案 取締役の報酬額の改定の件	129,723	272	499	(注)1	可決 92.33%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。